

平成28年度栃木県議会 第341回通常会議案（1）目次

第1号議案	平成29年度栃木県一般会計予算	1
第2号議案	平成29年度栃木県公債管理特別会計予算	27
第3号議案	平成29年度栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計予算	33
第4号議案	平成29年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計予算	37
第5号議案	平成29年度栃木県営林事業特別会計予算	43
第6号議案	平成29年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	49
第7号議案	平成29年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算	53
第8号議案	平成29年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	59
第9号議案	平成29年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算	65
第10号議案	平成29年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計予算	69
第11号議案	平成29年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算	73
第12号議案	平成29年度栃木県流域下水道事業特別会計予算	79
第13号議案	平成29年度栃木県病院事業会計予算	89

第14号議案	平成29年度栃木県電気事業会計予算	97
第15号議案	平成29年度栃木県水道事業会計予算	103
第16号議案	平成29年度栃木県工業用水道事業会計予算	107
第17号議案	平成29年度栃木県用地造成事業会計予算	111
第18号議案	平成29年度栃木県施設管理事業会計予算	117
第19号議案	観光立県とちぎの実現に向けたたおもてなしの推進等に関する条例の制定について	121
第20号議案	栃木県准看護師修学資金貸与条例の制定について	127
第21号議案	栃木県国民健康保険運営協議会条例の制定について	131
第22号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	133
第23号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	135
第24号議案	栃木県手数料条例等の一部改正について	137
第25号議案	栃木県県税条例等の一部改正について	147
第26号議案	特定非営利活動促進法施行条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	153
第27号議案	栃木県生活環境の保全等に関する条例の一部改正について	155
第28号議案	地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会条例の一部改正について	157

第29号議案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部改正について	159
第30号議案	学校職員定数条例の一部改正について	161
第31号議案	栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について	163
第32号議案	栃木県地方警察職員定数条例の一部改正について	165
第33号議案	栃木県森林整備加速化・林業再生基金条例の廃止について	167
第34号議案	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の廃止について	169
第35号議案	栃木県収用委員会委員及び予備委員の任命同意について	171
第36号議案	特定事業契約の締結について（総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業）	173
第37号議案	工事請負契約の締結について（総合スポーツゾーン新スタジアム新築工事）	175
第38号議案	工事請負契約の締結について（総合スポーツゾーン新スタジアム新築電気設備工事）	177
第39号議案	工事請負契約の締結について（総合スポーツゾーン新スタジアム新築給排水衛生設備工事）	179
第40号議案	工事請負契約の締結について（総合スポーツゾーン新スタジアム新築空調設備工事）	181
第41号議案	県道路線の変更について	183
第42号議案	包括外部監査契約の締結について	185
第43号議案	地方独立行政法人栃木立リハビリテーションセンター定款の制定について	187



## 第1号議案

### 平成29年度栃木県一般会計予算

平成29年度栃木県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ815,980,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表の1継続費」による。

2 継続費の変更は、「第2表の2継続費補正」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	245,500,000
1 県	民 税	83,758,000
2 事	業 税	57,241,000
3 地	方 消 費 税	35,407,000
4 不	動 産 取 得 税	5,482,000
5 県	た ば こ 税	2,360,000
6 ゴ	ル フ 場 利 用 税	2,310,000
7 自	動 車 取 得 税	3,073,000
8 軽	油 引 取 税	20,976,000
9 自	動 車 税	34,861,000
10 鉾	区 税	7,000
11 狩	猟 税	25,000

款	項	額
2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	76,129,000
3 地方譲与税	1 地方人特別譲与税	33,900,000
	2 地方揮発油譲与税	30,500,000
	3 石油ガス譲与税	3,200,000
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	900,000
5 地方交付税	1 地方交付税	121,800,000
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	700,000
7 分担金及び負担金	1 負担金	2,478,856
8 使用料及び手数料		11,498,987



	1 使	用	料	8,249,060
	2 手	数	料	3,249,927
9 国 庫 支 出 金	1 国	庫 負 担	金	89,774,302
	2 国	庫 補 助	金	44,823,755
	3 委	託	金	43,637,489
10 財 産 収 入				1,313,058
	1 財	産 運 用 収 入		1,555,879
11 寄 附 金	2 財	産 売 払 収 入		740,940
				814,939
12 繰 上 金				140,685
	1 寄	附	金	140,685
13 繰 上 金				29,124,527
	1 特	別 会 計 繰 上 金		197,079
	2 基	金 繰 上 金		28,927,448
	1 繰	上 越		1,000,000
				1,000,000

款	項	額
14 諸 收 入		95,977,764
	1 延滞金、加算金及び過料等	371,171
	2 県 預 金 利 子	104
	3 貸 付 金 元 利 収 入	80,692,777
	4 受 託 事 業 収 入	913,776
	5 収 益 事 業 収 入	11,469,558
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,500
	7 雑 入	2,528,878
15 県 債		105,500,000
	1 県 債	105,500,000
歳 入	合 計	<b>815,980,000</b>

歳出		(単位千円)	
款	項	金額	
1 議	会費		1,528,086
	1 議	会費	1,528,086
2 総務	費		36,516,282
	1 総務	管理費	16,010,163
	2 企	画面費	4,252,475
	3 徴	税費	9,237,075
	4 市	町村振興費	2,209,502
	5 選	挙費	37,380
	6 防	災費	4,042,568
	7 統	計調査費	420,303
	8 人	事委員会費	130,352
3 民生	費		176,464
	9 監	査委員会費	176,464
3 民	費		103,695,189

款	項	金額
	1 社 会 福 祉 費	64,878,292
	2 兒 童 福 祉 費	32,261,283
	3 生 活 保 護 費	3,915,574
	4 災 害 救 助 費	123,751
	5 県 民 生 活 費	2,516,289
4 衛 生 費		59,493,589
	1 公 衆 衛 生 費	27,664,228
	2 環 境 衛 生 費	1,780,097
	3 保 健 所 費	2,121,349
	4 医 薬 費	18,890,266
	5 病 院 費	4,837,974
	6 環 境 対 策 費	4,199,675
5 勞 働 費		2,753,727
	1 勞 政 費	354,521
	2 職 業 訓 練 費	2,171,774

6 農 林 水 産 業 費	3 失 業 対 策 費	121,580
	4 勞 働 委 員 会 費	105,852
	1 農 業 費	35,514,390
	2 畜 産 業 費	12,410,586
7 商 工 費	3 農 地 費	3,380,964
	4 林 業 費	9,979,002
	4 林 業 費	9,018,035
	5 水 産 業 費	689,571
	6 自 然 保 護 費	36,232
	1 商 工 費	74,464,532
8 土 木 費	2 観 光 費	73,019,800
	2 観 光 費	1,444,732
	1 土 木 管 理 費	85,624,405
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	4,607,325
	2 道 路 橋 り よ う 費	42,638,589
	3 河 川 費	13,249,198

款	項	額
	4 都 市 計 画 費	22,936,665
	5 住 宅 費	2,192,628
9 警 察 費		42,957,797
	1 警 察 管 理 費	41,731,854
	2 警 察 活 動 費	1,225,943
10 教 育 費		185,936,152
	1 教 育 總 務 費	24,636,247
	2 小 学 校 費	68,924,988
	3 中 学 校 費	39,881,754
	4 高 等 学 校 費	34,363,440
	5 特 別 支 援 学 校 費	14,592,643
	6 社 会 教 育 費	1,646,537
	7 保 健 体 育 費	1,890,543
11 災 害 復 旧 費		2,679,513
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	299,909

	2	土木施設	災害復旧費	2,368,998
	3	果有施設等	災害復旧費	10,606
12		債		
				105,839,838
	1	公債	費	105,839,838
13		支		
				78,476,500
	1	地方消費税	清算金	34,689,000
	2	利子割	交付金	222,000
	3	地方消費税	交付金	38,345,000
	4	ゴルフ場	利用税交付金	1,618,000
	6	自動車	取得税交付金	2,044,000
	7	利子割	精算金	500
	8	配当割	交付金	723,000
	9	株式等	譲渡所得割交付金	835,000
14		備		
				500,000
	1	予備	費	500,000
歳		出	合	
			計	815,980,000





第2表の1 継続費 (単位千円)						
款	項	事業名	総額	年度	年割額	
2 総務費	1 総務管理費	安蘇庁舎本館屋根防水・外壁等 改修費	385,176	平成29年度	103,685	
				平成30年度	281,491	
		小山庁舎東館屋根防水・外壁 改修費	41,758	平成29年度	33,407	
				平成30年度	8,351	
		上都賀庁舎解体費	180,967	平成29年度	1,810	
				平成30年度	179,157	
		芳賀庁舎解体費	330,787	平成29年度	3,308	
				平成30年度	327,479	
4 衛生費	6 環境対策費	豊学校省エネ設備整備費	124,499	平成29年度	47,169	
				平成30年度	77,330	
8 土木費	4 都市計画費	総合スポーツゾーン新武道館 建設費	6,412,866	平成29年度	3,094,208	
				平成30年度	2,784,787	
				平成31年度	309,421	

款	項	事業名	総額	年度	年割額
				平成32年度	157,115
				平成33年度	67,335
		総合スポーツゾーン陸上競技場 改修費	381,316	平成29年度	220,571
				平成30年度	160,745
9	警察	1 警察管理費	116,446	平成29年度	81,514
				平成30年度	34,932
		職員宿舎解体費	291,506	平成29年度	145,753
				平成30年度	145,753
10	教育	6 社会教育費	28,080	平成29年度	23,070
		新青少年教育施設基本計画策定・ P F I 等導入可能性調査費		平成30年度	5,010

第2表の2 継続費補正

(単位千円)

款	項	事業名	補		正		前		補		正		後						
			総額	額	年度	年割額	総額	額	年度	年割額	年度	年割額							
2 総務費	1 総務管理費	栃木会館解体費	631,336	平成28年度	189,400	平成28年度	189,400	1,019,248	平成28年度	189,400	平成29年度	平成29年度	529,227	平成30年度	300,621				
																441,936	平成29年度	平成29年度	平成29年度



第3表 債務負担行為

		(単位千円)		
事	項	期	限	額
総合庶務事務システム共同利用型基盤移行費		平成30年度		16,030
自動車税納税通知書等封入封緘業務委託料		平成30年度		13,268
栃木県環境保全公社の事業資金借入金に対する損失補償				1,000,000
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証 に対する損失補償（平成29年度融資保証分）				経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が 債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から 中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを 受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度にお ける負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額） の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の創業支援資金融資保証 に対する損失補償（平成29年度融資保証分）				創業支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が 債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から 中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを 受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度にお ける負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額） の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の新事業開拓支援資金融資保証 に対する損失補償（平成29年度融資保証分）				新事業開拓支援資金融資額のうち、栃木県信用保証 協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済 額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支 払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制 度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じ た額）の2分の1に相当する額

事	項	期	間	限	度	額
栃木県信用保証協会の中小企業経営改善資金融資保証 に対する損失補償（平成29年度融資保証分）					中小企業経営改善資金融資額のうち、栃木県信用保 証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁 済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、 支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有 制度における負担金方式の場合には当該額に0.8を乗 じた額）の3分の1に相当する額	
栃木県信用保証協会の経営サポート資金融資保証 に対する損失補償（平成29年度融資保証分）					経営サポート資金融資額のうち、栃木県信用保 証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁 済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、 支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有 制度における負担金方式の場合には当該額に0.8を乗 じた額）の3分の1に相当する額（ただし、借換融 資のうちサポート借換に限る。）	
離職者等再就職訓練事業費		平成30年度				81,648
がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金利子補給		平成30年度から平成35年度まで				800
農業近代化資金利子補給		平成30年度から平成52年度まで				649,753
農業経営負担軽減支援資金利子補給		平成30年度から平成47年度まで				65,000
奨励品種決定基本調査委託事業		平成30年度				160
大家畜特別支援資金利子補給		平成30年度から平成54年度まで				4,346
養豚特別支援資金利子補給		平成30年度から平成44年度まで				1,474
農村地域防災減災事業		平成30年度				360,000

(美田東部頭首工第1工区ゲート等改修工事)			
農村地域防災減災事業(小倉堰第1工区護床工改修工事)	平成30年度		120,000
県営かんがい排水事業(西前原地区現樋管撤去工事)	平成30年度		300,000
水利施設整備事業 (芳賀台地1地区水管理設備・電気設備更新工事)	平成30年度		200,000
県営住宅整備事業	平成30年度		383,944
被災住宅再建等支援資金利子補給	平成30年度から平成34年度まで		100
県有建築物耐震化推進事業	平成30年度		26,449
道路保全事業(補助)	平成30年度		160,000
快適で安全な道づくり事業(補助)	平成30年度		3,170,000
快適で安全な道づくり事業(補助)	平成30年度から平成31年度まで		2,250,000
快適で安全な道づくり事業(補助)	平成30年度から平成34年度まで		700,000
河川受託事業	平成30年度		60,000
安全な川づくり事業(補助)	平成30年度		550,000
安全な川づくり事業(補助)	平成30年度から平成32年度まで		1,300,000
ダム施設保全事業(補助)	平成30年度		140,000
ダム施設保全事業(補助)	平成30年度から平成31年度まで		234,065

事 項	期 間	限 度	額
砂防施設づくり事業（補助）	平成30年度		200,000
街路づくり事業（補助）	平成30年度		770,000
総合スポーツゾーン整備事業（西川田停車場運動公園線整備）	平成30年度		44,000
総合スポーツゾーン整備事業（公園整備）	平成30年度から平成31年度まで		631,573
道路保全事業（県単）	平成30年度		230,000
快適で安全な道づくり事業（県単）	平成30年度		300,000
緊急防災・減災対策事業（河川砂防）	平成30年度		40,000
県有自動車購入費	平成30年度		20,341
財務会計システム共同利用型基盤移行費	平成30年度		13,656
とちぎ学力向上推進事業費	平成30年度		34,010
共済組合警察官交番駐在所賃借料	平成30年度から平成53年度まで		704,759



(単位千円)

## 第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県庁舎等施設整備費	2,908,000	普通貸借又は債券発行(発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内(うち据置期間5年以内)とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができ。
誘客促進環境整備事業費	38,000	同上	同上	同上
地域鉄道対策事業費	54,000	同上	同上	同上
防災行政ネットワーク整備費	3,279,000	同上	同上	同上
社会福祉施設整備費	1,340,000	同上	同上	同上
児童相談所整備費	86,000	同上	同上	同上
総合文化センター整備費	40,000	同上	同上	同上
博物館整備費	29,000	同上	同上	同上
食肉衛生検査所整備費	35,000	同上	同上	同上
家畜保健衛生所整備費	51,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良事業費	1,198,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるための必要金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
林道事業費	71,000	同	同	同
治山事業費	818,000	同	同	同
県単林道事業費	22,000	同	同	同
県単治山事業費	164,000	同	同	同
自然公園等施設整備費	265,000	同	同	同
国庫補助道路事業費	9,593,000	同	同	同
国庫補助河川改良費	1,650,000	同	同	同
国庫補助助砂防費	1,099,000	同	同	同
国庫補助街路事業費	1,723,000	同	同	同
公園緑地整備費	141,000	同	同	同
総合スポーツゾーン整備費	10,709,000	同	同	同

県営住宅建設事業費	406,000	同	上	同	上	同	上
県有施設等整備費	3,000	同	上	同	上	同	上
県有建築物耐震化推進事業費	25,000	同	上	同	上	同	上
直轄道路事業負担金	2,651,000	同	上	同	上	同	上
直轄河川事業負担金	1,125,000	同	上	同	上	同	上
直轄砂防事業負担金	1,631,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	7,625,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	1,371,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	137,000	同	上	同	上	同	上
地域活性化事業費	259,000	同	上	同	上	同	上
市町村合併推進事業費	825,000	同	上	同	上	同	上
警察施設整備費	640,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	942,000	同	上	同	上	同	上
高等学校施設整備費	1,255,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校施設整備費	254,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	6,000,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
28年災害復旧土木事業費	8,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるための必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
29年災害復旧林道事業費	17,000	同	同	同
29年単年災害復旧林道事業費	15,000	同	同	同
29年災害復旧治山事業費	8,000	同	同	同
29年単年災害復旧治山事業費	22,000	同	同	同
29年災害復旧土木事業費	666,000	同	同	同
29年単費単独災害復旧土木事業費	200,000	同	同	同
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同	同	同
平成29年度臨時財対策債	44,000,000	同	同	同
災害援護資金貸付事業費	2,000	普通貸借	無	災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第2項及び第14条第2項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第2項の規定により償還す

							る。
計		105,500,000					



## 第2号議案

### 平成29年度栃木県公債管理特別会計予算

平成29年度栃木県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,442,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一





第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入	金	4,700,100
	1 一般会計繰入金	4,033,400
2 県債	2 基金繰入金	666,700
	債	65,742,000
	1 県債	65,742,000
歳入	合計	70,442,100

歳出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 公	債		70,442,100
	費		
	1 公	債	70,442,100
		費	
歳	出	合	計
			70,442,100

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	65,742,000	普通貸借又は債券発行(発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内(うち据置期間を含む。)とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。



第3号議案

平成29年度栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計予算

平成29年度栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,103,990千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 納税証紙収入		4,093,990
	1 納税証紙収入	4,093,990
2 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
歳入	合計	4,103,990

歳出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 繰	出		4,103,990
	金		
1 繰	出	金	4,103,990
歳	出	合 計	<b>4,103,990</b>



#### 第4号議案

### 平成29年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計予算

平成29年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成29年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
2 諸収入		86,000
	1 他会計借入金	86,000
歳入	合計	86,000

歳出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 最終処分場事業費			40,837
	1 最終処分場建設事業費		40,837
2 公債			45,163
	1 公債費		45,163
歳	出	合	計
			86,000

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事	項	期	限 度	額
馬頭最終処分場建設工事及び不法投棄物撤去業務 (被覆施設整備)	業 務 事 業 運 営 撤 去 業 務	平成32年度から平成46年度まで	上記金額に、金利変動、物価変動、需要変動等契約に定める増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額	3,600,000



第5号議案

平成29年度栃木県営林事業特別会計予算

平成29年度栃木県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 449,820千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一





第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		11,610
	1 使用料	11,610
2 国庫支出金		21,403
	1 国庫補助金	21,403
3 財産収入		128,014
	1 財産売却収入	128,014
4 繰入金		239,831
	1 一般会計繰入金	239,831
5 繰越金		47,912
	1 繰越金	47,912
6 諸収入		1,050
	1 預金利子	1

款	項	金額
	2 雜 入	1,049
歲 入	合 計	<b>449,820</b>

歳出			(単位千円)	
歳出	款	項	金	額
1	県営林事業費			178,240
		1 県営林事業費		178,240
2	公債費			271,280
		1 公債費		271,280
3	予備費			300
		1 予備費		300
歳	出	合 計		449,820



第6号議案

平成29年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成29年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,820千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月20日 提 出

栃 木 県 知 事                      福   田   富   一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定		93,000
	1 繰入金	200
	2 繰越金	77,225
2 業務勘定	3 貸付金収入	15,575
		1,820
	1 繰入金	1,318
	2 繰越金	1
	3 預金利息	200
	4 雑入	301
	<b>歳入合計</b>	<b>計</b>

歳 出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 貸 付 勘 定			93,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付金		93,000
2 業 務 勘 定			1,820
	1 管理指導事務費		1,620
	2 予備費		200
歳	合 計		94,820



## 第7号議案

### 平成29年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算

平成29年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,898,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 諸収入		1,425,132
	1 貸付金元利収入	1,425,132
2 県債		473,328
	1 県債	473,328
歳入	合計	1,898,460

(単位千円)			
歳 出	款	項 目	金 額
1	地方独立行政法人県立病院貸付金		473,328
		1 地方独立行政法人県立病院貸付金	473,328
2	公 債		1,425,132
		1 公 債 費	1,425,132
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>		<b>1,898,460</b>

(単位千円)

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
栃木県立がんセンター貸付金	473,328	普通貸借又は債券発行(発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内(うち据置期間5年以内)とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えることができる。



第8号議案

平成29年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成29年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 452,880千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成29年2月20日 提出

栃 木 県 知 事                      福   田   富   一





第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		93
	1 一般会計繰入金	93
2 繰越金		169,481
	1 繰越金	169,481
3 諸収入		283,256
	1 貸付金収入	275,187
	2 預金利子	10
	3 雑収入	8,059
歳入	合計	452,830

(単位千円)			
歳 出	款	項 目	金 額
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	452,830
		1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	452,830
歳	出	合 計	452,830

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事	項	期	間	限	度	額
母	子 福 社 資 金	平成30年度から平成34年度まで				318,096
寡	婦 福 社 資 金	平成30年度から平成34年度まで				26,658
父	子 福 社 資 金	平成30年度から平成34年度まで				50,652
修	学 資 金	高等学校、大学、高等専門学校 又は専修学校就学期間中				
修	業 及 び 技 能 習 得 資 金	知識及び技能習得期間中5年 以内				
生	活 資 金	知識技能を習得している期間 中、医療等を受けている期間 中、母子家庭等となり生活が安 定するまでの間又は失業してい る期間中離職の日から1年を超 えない範囲内の期間				



第9号議案

平成29年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

平成29年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 292,440千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月20日 提出

栃 木 県 知 事                      福   田   富   一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 共済掛金収入		
	1 共済掛金収入	23,383
2 国庫支出金		
	1 国庫補助金	52,731
3 繰入金		
	1 一般会計繰入金	57,920
4 繰越金		
	1 繰越金	5
5 諸収入		
	1 繰越金	5
歳入		
	1 年金給付金収入	158,401
歳入		
	2 預金利子	158,400
歳入	合計	292,440

歳出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 心身障害者扶養共済事業費			292,440
	1 心身障害者扶養共済事業費		292,440
歳出	合計		292,440



第10号議案

平成29年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計予算

平成29年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 500,730千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		7
	1 負担金	7
2 繰越金		123,906
	1 繰越金	123,906
3 諸収入		376,817
	1 貸付金元利収入	376,615
	2 預金利子	200
	3 雑収入	2
	歳入合計	500,730

歳出		(単位千円)	
款	項	金額	額
1 小規模企業者等資金貸付事業費			243,614
	1 小規模企業者等資金貸付事業費		243,614
2 公債費			257,116
	1 公債費		257,116
歳出	合計		500,730

第11号議案

平成29年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成29年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136,230千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月20日 提出

栃 木 県 知 事      福 田      富      一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 農業改良資金貸付勘定		9,920
	1 繰越金	9,343
2 農業改良資金業務勘定	2 貸付金収入	577
		1,910
3 就農支援資金貸付勘定	1 繰入金	1,599
	2 繰越金	150
	3 預金利息	10
	4 雑収入	151
		122,276
4 就農支援資金業務勘定	2 繰越金	2,868
	3 貸付金収入	119,408
		2,124

款	項	金額
	1 繰入金	2,073
	3 預金	50
	4 雑利子	1
歳入	合計	136,230



歳 出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 農業改良資金貸付勘定			9,920
	1 国庫補助金納付金		6,599
	2 繰出金		3,321
2 農業改良資金業務勘定			1,910
	1 管理指導事務費		1,010
	2 予備費		900
3 就農支援資金貸付勘定			122,276
	1 就農支援資金貸付金		20,000
	2 公債費		68,184
	3 繰出金		34,092
			2,124
4 就農支援資金業務勘定			1,424
	2 予備費		700

款	項	額
歲	出 合 計	136,230

## 第12号議案

### 平成29年度栃木県流域下水道事業特別会計予算

平成29年度栃木県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,810,930千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成29年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,265,523
	1 負担金	3,265,523
2 使用料及び手数料		2,584
	1 使用料	2,584
3 国庫支出金		802,300
	1 国庫補助金	802,300
4 繰入金		1,037,905
	1 一般会計繰入金	1,037,905
5 繰越金		363,119
	1 繰越金	363,119
6 諸収入		1,005,560
	1 預金利子	1

款	項	金額
	2 受託事業収入	725,339
	3 雑入	280,220
7 県債		329,500
8 財産収入	1 県債	329,500
	2 財産運用収入	4,439
歳	合計	6,810,930

歳出			(単位千円)	
款	項	金額	金額	額
1 流域下水道事業費			5,768,526	
	1 流域下水道管理事業費		4,208,164	
2 公債費	2 流域下水道建設事業費		1,560,362	
			1,042,404	
	1 公債費		1,042,404	
歳出	合計		<b>6,810,930</b>	





第2表 債務負担行為

(単位千円)				
事	項	期	間	限 度 額
鬼怒川上流流域下水道管理費	(中央処理区)	平成30年度から平成32年度まで		2,208,000
平成29年度鬼怒川上流流域下水道建設費	(中央処理区)	平成30年度		120,000
公 営 企 業 会 計 移 行 事 業 費		平成30年度から平成31年度まで		109,100



第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	329,500	普通貸借又は債券発行(発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内(うち据置期間5年以内)とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。



第13号議案

平成29年度栃木県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度栃木県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	岡 本 台 病 院	と ち ぎ り ハ ビ リ テ ー シ ョ ン
1 病 床 数	221床	80床
2 年 間 患 者 数		
(1) 入 院	61,766人	25,637人
(2) 外 来	31,218人	28,718人
3 一 日 平 均 患 者 数		
(1) 入 院	169人	70人
(2) 外 来	128人	118人

区 分	岡 本 台 病 院	と ち ぎ リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー
4 主要な建設改良事業		
(1) 病院建設費	9,496千円	192,509千円
(2) 器械備品費	6,151千円	654,130千円
(3) 建設仮勘定	4,353千円	
(収益的収入及び支出)		
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		
収 入		
第1款 岡 本 台 病 院 事 業 収 益	2,861,000千円	
第1項 医 業 収 益	1,979,579千円	
第2項 医 業 外 収 益	881,419千円	
第3項 特 別 利 益	2千円	
第2款 とちぎリハビリテーションセンター事業収益	2,198,000千円	
第1項 医 業 収 益	1,111,870千円	
第2項 医 業 外 収 益	1,086,128千円	

第3項 特別利益 2千円

支出

第1款 岡本台病院事業費用 2,778,000千円

第1項 医療費用 2,764,594千円

第2項 医療外費用 12,404千円

第3項 特別損失 2千円

第4項 予備費 1,000千円

第2款 とちぎリハビリテーションセンター事業費用 2,242,000千円

第1項 医療費用 2,118,523千円

第2項 医療外費用 123,255千円

第3項 特別損失 2千円

第4項 予備費 220千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 101,000千円(岡本台病院)及び149,000千円(とちぎリハビリテーションセンター)は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 478千円、過年度分損益勘定留保資金 148,528千円及び当年度分損益勘定留保資金 100,994千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 岡本台病院 資本的収入	176,000千円
第1項 企業債	34,664千円
第2項 負担金	141,336千円
第2款 とちぎリハビリテーションセンター 資本的収入	1,110,000千円
第1項 企業債	585,664千円
第2項 補助金	273,278千円
第3項 負担金	251,058千円

支 出

第1款 岡本台病院 資本的支出	277,000千円
第1項 建設改良費	21,465千円
第2項 企業債償還金	255,535千円
第2款 とちぎリハビリテーションセンター 資本的支出	1,259,000千円
第1項 建設改良費	850,923千円
第2項 企業債償還金	408,077千円

(企業債)



第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
岡本台病院施設整備事業	13,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以上）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
岡本台病院器械備品整備事業	6,000千円	同	同	同
岡本台病院器械備品整備事業 借換	15,664千円	同	同	同
とちぎりハビリテーションセンター施設整備事業	7,000千円	同	同	同
とちぎりハビリテーションセンター器械備品整備事業	565,000千円	同	同	同
とちぎりハビリテーションセンター器械備品整備事業借換	13,664千円	同	同	同
計	620,328千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 医 業 費 用
- 2 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職 員 給 与 費 2,901,780千円
- 2 交 際 費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、597,337千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取 得 す る 資 産

種 類	名	称	数 量
器 械 備 品	電子カルテシステム		一 式

平成29年2月20日 提出

栃 木 県 知 事                      福 田   富   一



第14号議案

平成29年度栃木県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度栃木県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間販売電力量 229,871,000キロワット時

2 主要な建設改良事業

五十里発電所建設事業 事業費 771,649千円

大下沢発電所建設事業 事業費 80,213千円

小百川発電所建設事業 事業費 344,704千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収益的収入及び支出の予定額	収入
第1款 電気事業収益	2,369,000千円

第1項 営業収益	2,233,861千円
第2項 財務収益	3,235千円
第3項 事業外収益	25,921千円
第4項 特別利益	105,983千円

## 支 出

第1款 電気事業費用	2,174,000千円
第1項 営業費用	2,039,508千円
第2項 財務費用	46,596千円
第3項 事業外費用	1,183千円
第4項 特別損失	84,713千円
第5項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 828,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 100,234千円、減価積立金 775千円、建設改良積立金 14,730千円、地域振興積立金 6,962千円及び過年度分損益勘定留保資金 705,299千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 772,000千円

第1項 企業債 771,000千円

第2項 長期貸付金償還金 600千円

第3項 固定資産売却代金 1千円

第4項 雑収入 399千円

支出

第1款 資本的支出 1,600,000千円

第1項 建設改良費 1,384,752千円

第2項 企業債償還金 206,286千円

第3項 繰出金 6,962千円

第4項 予備費 2,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割	額
1 資本的支出	1 建設改良費	風見発電所全面改修 実施設計業務委託	千円 37,941	平成29年度		千円 8,360

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円	平成30年度	千円 29,581

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
五十里発電所建設事業	771,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

## 1 営業費用



2 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

483,345千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成29年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一



第15号議案

平成29年度栃木県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度栃木県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間供給水量	22,341,650㎡
2	主要な建設改良事業	
	北須水道用水供給建設事業	事業費 554,713千円
	鬼怒水道用水供給建設事業	事業費 424,364千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	
第1款	水道用水供給事業収益	2,077,000千円
第1項	営業収益	1,992,447千円

第2項 営業外収益	84,551千円
第3項 特別利益	2千円

## 支 出

第1款 水道用水供給事業費用	1,807,000千円
第1項 営業費用	1,749,776千円
第2項 営業外費用	55,224千円
第3項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,145,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額73,609千円、減債積立金 152,494千円、建設改良積立金 200,000千円及び過年度分損益勘定留保資金 718,897千円で補てんするものとする。)

第1款 資本的収入	1,000千円	収 入
第1項 国庫補助金	1千円	
第2項 受託工事受入金	1千円	
第3項 雑収入	998千円	

支 出

第1款 資本的支出	1,146,000千円
第1項 建設改良費	985,506千円
第2項 企業債償還金	152,494千円
第3項 予備費	8,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	水質新設 更新工事	千円 96,326	平成29年度	千円 61,258
				平成30年度	35,068
		次亜塩素・活性炭注入 設備更新工事	294,786	平成29年度	185,598
		浄水場動力配電盤等 更新工事	222,188	平成30年度	109,188
				平成29年度	119,988
				平成30年度	102,200

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費

267,617千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成29年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第16号議案

平成29年度栃木県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度栃木県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間供給水量	8,827,525㎡
2	主要な建設改良事業	
	鬼怒左岸台地区工業用水道建設事業	事業費 361,969千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益	1,013,000千円	
第1項 営業収益	527,180千円	
第2項 営業外収益	485,819千円	

第3項 特別利益 1千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用 954,000千円

第1項 営業費用 944,553千円

第2項 営業外費用 8,447千円

第3項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 445,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,049千円、減債積立金 5,000千円、建設改良積立金 100,000千円、長期借入金償還積立金50,000千円、過年度分損益勘定留保資金 262,951千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 14,000千円

第1項 負担金 13,189千円

第2項 工事負担金 1千円

第3項 雑収入 810千円

支 出



第1款 資 本 的 支 出	459,000千円
第1項 建 設 改 良 費	362,299千円
第2項 企 業 債 償 還 金	22,701千円
第3項 長 期 借 入 金 償 還 金	70,000千円
第4項 予 備 費	4,000千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営 業 費 用
- 2 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職 員 給 与 費	56,980千円
(たな卸資産購入限度額)	

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成29年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

## 第17号議案

### 平成29年度栃木県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度栃木県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	土地分譲	面積	154,522㎡
2	土地造成	事業費	659,360千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入
第1款 用地造成事業収益	2,288,000千円
第1項 営業収益	2,286,869千円
第2項 営業外収益	1,130千円
第3項 特別利益	1千円

## 支 出

第1款 用地造成事業費用	1,914,000千円
第1項 営業費用	1,894,863千円
第2項 営業外費用	16,136千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,550,000千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,550,000千円で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	1,202,000千円
第1項 企業債	719,000千円
第2項 基金収益	305千円
第3項 負担金	470,000千円
第4項 長期貸付金償還金	10,400千円
第5項 分譲前受金	1千円

第6項 雑収入 2,294千円

支出

第1款 資本的支出 2,752,000千円

第1項 建設改良費 770,695千円

第2項 基金積立金 305千円

第3項 企業債償還金 1,546,000千円

第4項 長期借入金償還金 430,000千円

第5項 予備費 5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	719,000千円	普通貸借又は債券発行(発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内(据置期間を含む。) 均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費

106,481千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産

種類	名称	数	量	処分の態様
土地	あがた駅南地区		184,300㎡	売払い及び譲渡

平成29年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一





第18号議案

平成29年度栃木県施設管理事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度栃木県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	ゴルフ場事業	利用者数	33,000人
2	賃貸ビル事業	貸付面積	4,410.98㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 経営総合管理事業収益		262,000千円
第1項 営業外収益		262,000千円
第2款 ゴルフ場事業収益		22,000千円
第1項 営業収益		20,982千円

第2項 営業外収益	1,018千円
<b>第3款 賃貸ビル事業収益</b>	<b>177,000千円</b>
第1項 営業収益	175,524千円
第2項 営業外収益	1,476千円
支 出	
<b>第1款 経営総合管理事業費用</b>	<b>262,000千円</b>
第1項 営業費用	247,973千円
第2項 営業外費用	14,027千円
<b>第2款 ゴルフ場事業費用</b>	<b>18,000千円</b>
第1項 営業費用	16,150千円
第2項 営業外費用	1,850千円
<b>第3款 賃貸ビル事業費用</b>	<b>155,000千円</b>
第1項 営業費用	147,349千円
第2項 営業外費用	7,651千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,000千円（ゴルフ場事業）及び

62,000千円（賃貸ビル事業）は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,139千円及び過年度分損益勘定留保資金75,861千円で補てんするものとする。）。

	収	入
<b>第1款 ゴルフ場事業資本的収入</b>		<b>3,000千円</b>
第1項 他会計繰入金		2,120千円
第2項 雑収入		880千円
	支	出
<b>第1款 ゴルフ場事業資本的支出</b>		<b>18,000千円</b>
第1項 建設改良費		6,397千円
第2項 長期借入金償還金		11,603千円
<b>第2款 賃貸ビル事業資本的支出</b>		<b>62,000千円</b>
第1項 建設改良費		11,087千円
第2項 企業債償還金		20,000千円
第3項 長期借入金償還金		30,913千円
(一時借入金)		

第5条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 169,047千円
- 2 交際費 250千円

平成29年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一